

## [事案 22-11] 転換契約無効確認請求

・平成 22 年 11 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約転換した際に、募集人の説明が不十分であったとして、転換契約を無効とし転換前契約に戻すことを求め申し立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 8 月、定期付終身保険(平成 5 年加入)を積立終身保険に契約転換した際に、転換前契約について十分な説明がなかったため、転換契約を無効とし転換前の契約に戻して欲しい。

- (1) 転換時、募集人から、転換前契約について保険料払込期間満了後に年金として受け取ることができることや、医療特約部分については継続可能であること等について説明がなかった。
- (2) 転換時、募集人から、転換前契約は予定利率が高いのに転換によって予定利率が下がることの説明がなかった。
- (3) 転換時、契約者貸付について十分な説明もないまま、契約者貸付を申し込んだ覚えはないのに、転換前にすでに入金されていた。

### <保険会社の主張>

本件転換契約に関する確認・検証の結果、以下の理由により、申立人の要求に応じることはできない。

- (1) 転換前契約のオプションである年金制度への移行や特約の継続については、申立人から希望がなかったため説明しなかったが、これらの点について説明がなかったとしても、そのことが、本件転換契約を取り消すような重大な瑕疵にあたるとは考えていない。
- (2) 予定利率については、募集人が「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」や「現在のご契約とおすすめプランの比較（転換比較表）」を示し、転換制度によって、保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があることの説明をしている。
- (3) 募集人は、転換に際し、本件転換と配当請求及び契約者貸付の関係について説明しており、配当金請求書及び契約者貸付申込書には、申立人の署名・押印がされている。契約者貸付は、転換前契約に対してなされるものであり、その入金が転換成立前に行われたことについては、格別不適切な点はない。

### <裁定の概要>

申立人の主張を法的に解釈すると、①転換前契約について保険料払込期間満了後の終身保障から年金受取への変更、②同時点で医療特約の継続ができること、③転換前契約の方が予定利率が良かったことについて、募集人から説明を受けていなかったため、転換前契約より申立契約が有利である（または適している）と誤信して契約を締結したことが、民法 95 条の錯誤によるものであるとして契約無効を主張しているものと思料し、申立書、答

弁書等の書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容に基づき審理した。

審理の結果、下記理由により、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### 1. 認定できる事実

- (1) 申立人は、申立人の妻に対して転換契約に関し、募集人から説明を聞き、転換契約を締結するか否か判断することを任せていた。
- (2) 募集人は、申立人の自宅を訪問し、申立人の妻に数回にわたり、設計書や転換比較表等を用いて、契約転換及び申立契約の内容についての説明を行っていた。
- (3) 申立人の上記主張①(払込期間満了後の年金受取への変更)、②(医療特約の継続)の点については、保険金や保障内容そのものでなく、転換前契約における払込期間満了後のオプションにすぎず、申立人の妻から質問等もなかったため、募集人は申立人の妻に説明しなかった。
- (4) 転換後の契約も、払込期間満了後に死亡保障に代えて年金による受取りも可能である。
- (5) 同③(予定利率の変更)については、募集人が予定利率の具体的な数字について申立人の妻に示した事実までは認められないが、注意喚起情報や転換比較表には、転換制度によって保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があることの記載があり、申立人の妻は、予定利率が下がる可能性があることは設計書の記載で認識していた。

#### 2. 転換契約について錯誤無効が成立するか

本件では、錯誤の有無は、契約を締結するか否かの判断権限を与えられていた申立人の妻において判断されるが、下記理由により、申立人の妻に「要素の錯誤」(注)があったとは考えられず、錯誤による契約の無効の主張は、認められない。

- (1) 申立人の妻は、①②の事実について募集人から説明を受けておらず、③の点について、具体的な利率につき、募集人から説明を受けているとまでは認められないが、錯誤が成立するためには、申立人の妻の陥った錯誤が、「要素の錯誤」であることが必要である。
- (2) 申立人の妻は、設計書や転換比較表等を使用した募集人の説明によって、転換及び申立契約の重要な部分については理解しているところ、転換前契約が払込期間満了後、終身保障の継続に代えて年金受取へ移行することが可能であったことや、医療特約の継続が可能であったことは、払込期間満了時のオプションのひとつである。
- (3) 申立人の妻が予定利率の変動があることについて認識し、具体的な保険料の金額についても転換前に確認していることなどから、申立人の妻の錯誤は、それによって、本人のみならず、通常人においても当該錯誤がなかったなら転換契約をしなかった錯誤であるとまでは、評価しえない。
- (4) 申立人の主張していると思われる錯誤は、いずれも「動機の錯誤」(注)であると解されるが、動機の錯誤は、その動機が表示されているときに限り、錯誤が成立すると解釈されている。本件において、申立人の妻は、動機の内容を募集人に表示している

とはいえ、この点からも錯誤は成立しえない。

【注】「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味する。

【注】「動機の錯誤」とは、表示に対応する意思（契約をしようとする意思）はあるが、具体的な意思決定をする際の動機あるいは過程に思い違いがあること。判例は、動機が何らかの形で契約の相手方に表示されている場合には錯誤となり、さらに、当該錯誤が法律行為（契約）の要素に当たるときは意思表示が無効となっている。法律行為をなすに当たっての動機は、一般に表示されることがないので、表示されない内心の動機に食い違いがあれば無効とすることは、相手方に酷だからである。

### 3. その他

- (1) 申立人の主張に、消費者契約法第4条2項(不利益事実の不告知)の主張が含まれると善解する余地があるが、募集人が、本件において、転換についての重要事項または重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かかる当該重要事項について、当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったとは認められないので、仮にそのような主張があったとしても、法的に成立しえないと考えられる。
- (2) 申立人の主張(3)に記載されている契約者貸付についての主張は、法律上、本件転換契約の効力と直接には関係ないものと思われる。

【参考】 民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。